

令和 5 年 8 月 3 0 日

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

1 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

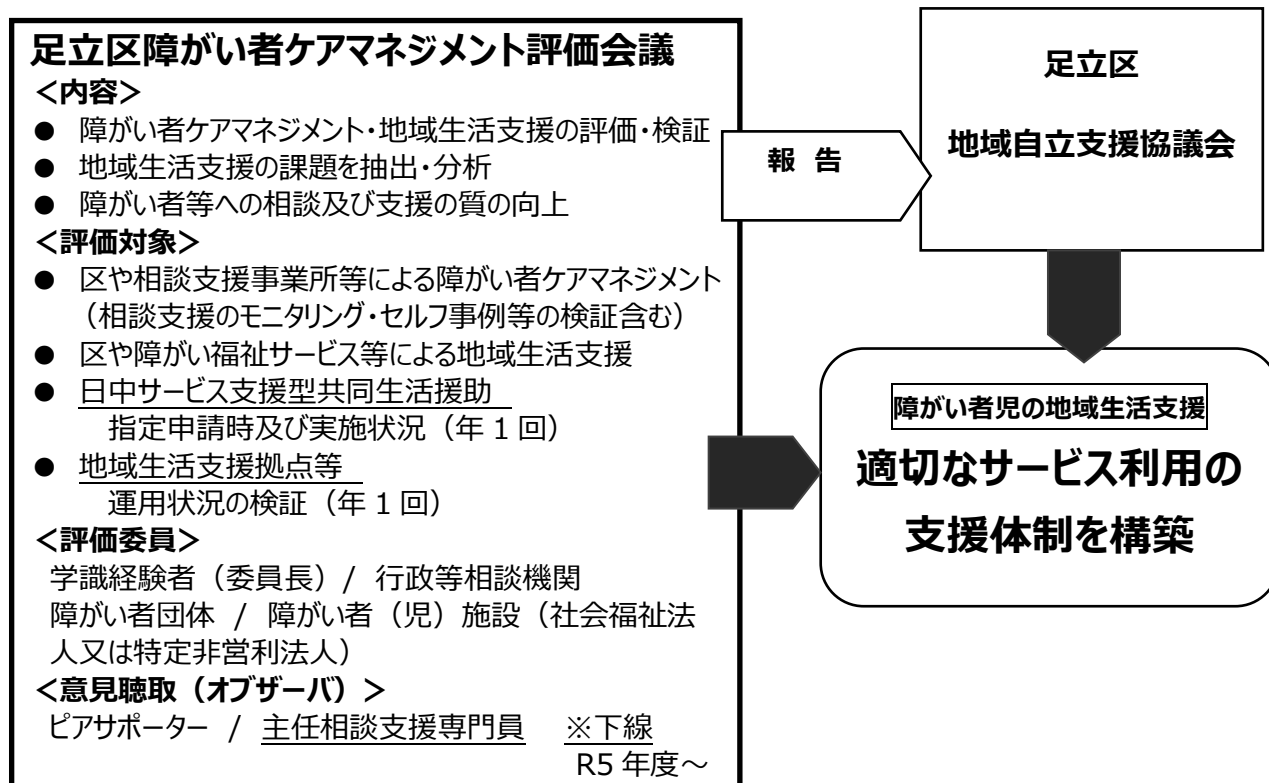
足立区障がい者ケアマネジメント評価会議（以下「評価会議」）は、**障がい者児の適切なサービスの利用を支援する体制を構築すること**を目的としています。足立区では、平成 1 5・1 6 年度に「東京都支援費制度利用援助モデル事業」の指定を受け、その一環として評価会議を行い、平成 1 7 年度に区の事業として評価会議を試行し、平成 1 8 年度から本格実施しています。

2 令和 5 年度の実施計画

令和 5 年度からは、評価会議の対象や方法について、足立区の相談体制や地域資源の現状に即し、次の通り整えて実施します。

- ・ 「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の事業を評価対象に追加
- ・ 主任相談支援専門員からの意見聴取の仕組みを追加

なお、国の基準や指針において、「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の評価は、自立支援協議会等で行うものとされているため、足立区では、「評価会議」を自立支援協議会に準ずるものとして位置づけます。



【令和 5 年度予定】

第 1 回 地域生活支援拠点等の検証	8 月 30 日（水） 1 3 : 3 0 ~
第 2 回 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価	1 1 月 2 2 日（水） 1 3 : 3 0 ~（予定）
第 3 回 相談支援のモニタリング・セルフ事例等の検証	令和 6 年 1 月頃

3 内容について

(1) 地域生活支援拠点等の検証

国の第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。

足立区においては、拠点等の5つの機能を担う拠点担当者会議を年4回程度開催し、支援状況を共有し課題を把握しています。評価会議においては、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証し、「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」(R4年3月)等を参考に必要な機能および運営の8つの評価軸に沿って、評価を実施していきます。

評価軸

必要な機能：

- (a)【要支援者の事前把握及び体制】 (b)【相談機能】 (c)【緊急時の受け入れ・対応】
- (d)【地域移行のニーズ把握】 (e)【体験の機会・場の確保】 (f)【専門的人材の確保・養成】

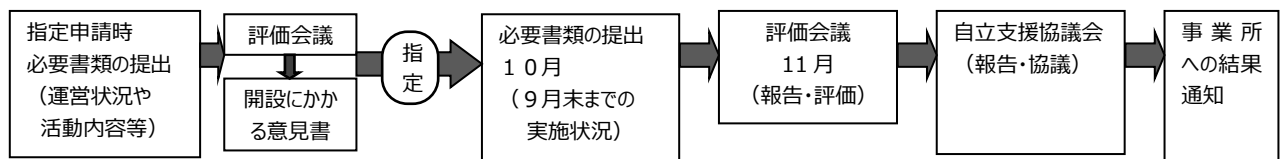
運営：

- (g)【地域の体制づくり】 (h)【地域生活支援拠点等の運営状況】

(2) 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されました。本事業は、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。また、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、事業指定の申請時及び定期的に年1回以上、自立支援協議会等から評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

足立区では、令和4年9月にはじめて1事業所(2ユニット)が開設されました。評価会議を自立支援協議会に準ずるものとして「報告・評価を行う協議会等」に位置付け、事業指定時の評価を行うとともに、「日中サービス支援型共同生活援助事業実施状況等報告書・評価シート」(足立区様式)にて実施状況の評価を年1回行っています。



※ 翌年度以後も

(3) 相談支援のモニタリング・セルフ事例等の検証

計画相談支援等は障がい福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業です。その質の維持・向上と地域の相談支援体制の充実・強化に向けて相談支援のモニタリング検証を行います。

検証は、支援者支援の視点を大切に取り組みます。また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点については、「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」(令和2年3月)等を参考に、区内の主任相談支援専門員と打合せをしながら進めていきます。

足立区においては、相談支援専門員の不足等の状況により、計画相談が十分いきわたっていないため、セルフ事例についての取り組みも考えていきます。